

令和元年 9月19日

函南町町長 仁科喜世志様

軽井沢区長

住所 函南町軽井沢143番地

氏名 渡邊一英



ダイヤランド区長

住所 函南町平井1753-729

氏名 吉原英文



## 質問及び要望書

拝啓 初秋の候 町長におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。早速ではございますが、先日の質問状に対する「軽井沢メガソーラー案件に対して新規の条例適用ができない旨の回答」や「本年9月議会での答弁」、「広報かなみ(9月号)」の説明に理解も納得も出来きません。

私達住民は、条例の適用を願っていますが、仁科町長や函南町は遡及問題を主張し「条例の適用が出来ない」と拒否し続ける姿勢に疑問に感じています。

私達は、住民の疑問や不安を払拭するために、住民を代表して次の質問及び要望を仁科町長にさせていただきます。 敬具

### 質問

同条例を軽井沢メガソーラー案件に全ての条文を適用することは出来ない。その理由について、

同条例第9条に、事業者は、町内において事業を実施しようとするときは、事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出の前までに、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

とのことから、事業着手の時期は、この申請又は届出日と判断している。

旨、本年9月議会で答弁(説明)されています。

仁科町長は、何故、事業の着手を申請や届出日と事業者に有利な判断をしたのですか、何故、事業の着手を工事着工と判断しなかったのですか。

その理由として「函南町の重光顧問弁護士に相談した結果である。」旨、都市計画課長を通じて新聞にも公表されていますが、下記の要望にも、必ず回答をお願い致します。

#### 要望

住民の疑問や不安を払拭するためにも、この条例の解釈や運用等に関し相談された函南町の顧問弁護士である小川弁護士事務所の重光弁護士から、私達に直接説明して頂きたいと思います。

そこで、本件を担当された重光弁護士を函南町役場に来て頂くか、又は住民代表の私達が小川弁護士事務所に伺い、重光弁護士から条例の説明を直接して頂きたいと思いますので、その取り計らいのほどお願い申し上げます。

以上

※ 上記質問及び回答につきましては、大変ご多用の中、誠に恐縮ではございますが、町長から直接、9月25日までに文書の回答とともに口頭での回答を頂きますよう、よろしくお願い致します。

( 連絡先 渡邊一英 090-7316-9466 )